

[事案 2020-189] 新契約無効請求

・令和3年2月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料から受取年金額を控除した残額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年8月に募集代理店を介して契約した変額個人年金保険について、中途解約した場合の払戻金は元本保証でないにもかかわらず、募集人から、1年間解約しなければ元本割れしないとの誤った説明を受け、それを信じて加入したため、契約を取り消して既払込保険料から受取年金額を控除した残額を返してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、中途解約の場合の払戻金は元本保証がないことについて、募集資料を用いて説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。